

非営利法人制度 比較表

	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人
根拠	一般社団・財団法人法		公益法人認定法
目的・条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業、共益事業、収益事業とも可 ・ただし、剰余金の分配不可 		<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業（23項目の事業で不特定多数の者の利益増進に寄与）を行うことを主たる目的とする一般法人 ・公益認定基準（法5条18項目）
行政庁等	なし		行政庁＝内閣総理大臣、都道府県知事
社員等	社員2人以上	設立者1人以上	一般法人に同じ
機関	<ul style="list-style-type: none"> ・理事1人以上（理事会設置の場合3人以上） ・監事は理事会設置等の場合1人必置 ・会計監査人は大規模法人で必置 ・社員総会必置 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事3人以上（理事会必置） ・監事1人以上 ・会計監査人は大規模法人で1人以上 ・評議員3人以上（評議員会必置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法人に同じ（理事会は必置。役員は親族、特定団体の人数の規制等あり）
設立手続	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時役員による定款作成 ・公証人の認証 ・設立時の理事の選任、財産の抛出（財団法人）等の手続き ・設立登記 		<ul style="list-style-type: none"> ・一般法人設立後、行政庁に公益認定申請 ・公益認定等委員会又は静岡県公益認定審議会の諮問を経て認定 ・認定後、名称変更の登記
経済基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時の財産 不要 ・基金の設置 可 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時の抛出財産 300万円以上 	一般法人に同じ（経理的基礎、技術的能力を有することなど）
事業	特段の規定なし		<ul style="list-style-type: none"> ・23の公益目的事業を主に行うこと（公益目的事業比率50%以上）
報告書	行政庁への提出義務なし		行政庁に毎年度提出
解散清算	<ul style="list-style-type: none"> ・残余財産の帰属は、定款の定めによる（定款の定めがない場合は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議による） ・休眠法人の解散（最後の登記から5年経過） ・債権者保護のための公告は3回 		<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定の取り消しにより一般法人に ・残余財産は類似事業目的の公益法人等に帰属 ・債権者保護のための公告は3回
設立までのフロー			

非営利法人制度 比較表

	労働者協同組合	特定非営利活動法人 (NPO法人)
根拠	労働者協同組合法	NPO法
目的・条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員が出資し、経営、労働に従事 ・組合員との間で労働契約締結 ・出資配当不可、剰余金配当は組合員の事業従事程度に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動（20項目の活動で不特定多数のものの利益増進に寄与）を主な目的とすること ・宗教、政治活動等の制限あり
行政庁等	行政庁＝都道府県知事	所轄庁＝都道府県知事、政令市市長 （法人の事務所所在地で区分） ＊沼津市、富士市、掛川市、磐田市、藤枝市に認証事務等の権限を移譲
社員等	3人以上	社員10人以上（常時）
機関	<ul style="list-style-type: none"> ・理事3人以上 ・監事1人以上 （組合員監査会を設ける場合、監事設置義務なし） （役員親族規制あり：組合員1000人を超える場合に監事は理事等の親族以外、また特定労働者協同組合は理事の親族等関係者が理事総数の3分の1以下）	<ul style="list-style-type: none"> ・理事3人以上 ・監事1人以上 （役員親族規制あり）
設立手続	<ul style="list-style-type: none"> ・創立総会の公告 ・創立総会（定款、役員等） ・出資の払込み ・設立登記 ・設立の届出 （特定労働者協同組合の場合は行政庁の認定が必要）	<ul style="list-style-type: none"> ・設立総会（定款、役員等） ・所轄庁に法人設立認証申請 ・縦覧期間をへて認証 ・認証後に設立登記
経済基盤	・出資金による	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時資金 不要 ・基金の設置 規定なし
事業	・労働者派遣事業を除き制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動事業 ・その他の事業（特定非営利活動に支障のない範囲で行うことができるが、収益はすべて特定非営利活動へ繰入）
報告書	・行政庁に毎年度提出	・所轄庁に毎年度提出、市民への閲覧に供する。
解散清算	<ul style="list-style-type: none"> ・残余財産は、組合員の持ち分に応じた分配が可能（特定労働者協同組合の場合、組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属） ・債権者保護のための公告は1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・残余財産の帰属先は国、地方自治体、NPO法人、公益法人等から選定 ・債権者保護のための公告は1回
設立までのフロー	<pre> graph TD A[創立総会の公告] --> B[創立総会] B --> C[出資の払込み] C --> D[法務局への登記] D --> E[法人設立] E --> F[設立の届出] F --> G[活動開始] </pre>	<pre> graph TD A[総会の開催] --> B[所轄庁へ設立申請] B --> C[公表・縦覧] C -- 2週間 --> D[所轄庁の書類審査] D -- 2月以内 --> E[認証] E -- 2週間以内 --> F[法務局へ登記] F --> G[法人設立、活動開始] </pre>